〇国立大学法人埼玉大学研究機構レジリエント社会 研究センター規程

平成26年3月20日 規則第39号

改正 平成29. 3.28 28規則37 平成31. 3. 7 30規則29

令和4.3.17 3規則41

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人埼玉大学研究機構規程第 4 条第 2 項の規定に基 づき、レジリエント社会研究センター(以下「センター」という。) に関し、必 要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学における研究拠点として、激甚災害の世界的な増加を背 景に、防災・減災工学にかかわる研究に加え、災害から社会が速やかに回復する ために、リスク発生前後の人間の行動学、リスクの対応主体である住民の意識改 革や政策面での改革まで含めた研究の推進を図るため、複合科学的見地から真の レジリエント社会構築に向けて必要な研究を行い、その成果の社会への還元を目 指すことを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 防災・減災、環境及び社会基盤を対象として真のレジリエント社会構築のた めの研究
 - (2) 前号に掲げる研究に関する国際協力

(組織)

- 第4条 センターに、次の教職員を置く。
 - (1) センター長
 - (2) 兼任教員
 - (3) その他の教職員

(センター長)

- 第5条 センター長は、本学の専任教授をもって充て、学長が委嘱する。
- センター長は、センターの管理運営を掌理する。
- センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が 生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任教員)

第6条 兼任教員は、防災・減災、環境、社会基盤関連技術研究及び社会学に関す る専門的知識を有する本学の教員のうちから、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じ た場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議)

- 第7条 センターにセンター会議を置き、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 運営の具体的方策に関する事項
 - (2) 自己評価に関する事項
 - (3) その他センターに関する事項
- 第8条 センター会議は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 兼任教員のうちから、センター長が指名する者
 - (3) その他センター長が必要と認めた者
- 第9条 センター会議に委員長を置き、センター長をもって充てる。ただし、センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 2 委員長は、センター会議を招集し、その議長となる。
- 3 センター会議は、委員総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴く ことができる。

(事務)

第10条 センターの事務は、研究・連携推進部研究推進・国際連携課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 国立大学法人埼玉大学研究機構地圏科学研究センター規程(平成16年規則第84号)及び国立大学法人埼玉大学研究機構地圏科学研究センター研究推進・評価委員会細則(平成16年規則第85号)は、廃止する。

附 則 (平成29. 3.28 28規則37)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31. 3. 7 30規則29)

この規程は、平成31年3月7日から施行する。

附 則 (令和4.3.17 3規則41)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。